

#### ④＜労働者への明示＞

- 受注者は、次頁の事項を労働者へ明示してください。
- 労働者が従事する場所（作業現場、事務所など）の見やすい場所に掲示してください。
- 労働者が少人数で、入れ替わりが少ない場合などにおいては、書面での交付に替えることも可能です。この場合、受領簿を整備し履行場所等に備え付けてください。
- 大和郡山市の契約担当課等が明示の状況を確認します。
- 労働者から受注者に対し、最低賃金以上の賃金が払われていない、社会保険の加入がされていないのではないかという申出があった場合、受注者自身の労働者である時は、疑義を解消するように労働者に対し説明を行ってください。
- 疑義の申出が下請負者等の場合、下請負者等に対し、疑義が申出された旨を連絡し、労働者に対し説明をするよう指導してください。

## 〇〇業務に従事するみなさまへ

### 【特定公契約の名称及び契約日】

- この契約は大和郡山市公契約条例の公契約に該当します。
- 雇用主はこの業務に従事する労働者(※1)について以下のことを約束しています。
  - 法定の最低賃金額(※2)以上の賃金を支払うこと。
  - 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させる(※3)とともに、労災保険に加入すること。
  - 労働者から法定の最低賃金額以上の賃金が支払われているかどうかや法定の社会保険に加入できるかどうかについての申出があった場合は、速やかに確認を行い、その結果を労働者に説明すること(3を参照)。

(※1) この場合の労働者とは、正職員・パートタイマー・派遣社員等の就業形態を問わず、この業務に従事されている方をいいます。直接業務に従事しない会社役員や一般事務員などは除外されます。

(※2) 奈良県の最低賃金は 円( 年 月 日発効)です。

(※3) 雇用主は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、労働者がそれぞれの要件に該当する場合は、加入させる義務があります。
- 労働者は雇用主が最低賃金以上の賃金の支払いや、社会保険の加入について遵守していないと考えるときは、雇用主のほか、大和郡山市又は受注者に申し出ることができます。

申出先	連絡先
受注者の名称 (担当部署： )	
大和郡山市 総務課	〒639-1198 電話 大和郡山市北郡山町248-4 0743-53-1508